

黒石市危険空き家等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化等により周辺の住環境に悪影響を及ぼしている、又はそのおそれがある危険な空き家等の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、空き家等を除却する者に対し、予算の範囲内において黒石市危険空き家等除却事業費補助金を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 一戸建て住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋及び共同住宅を除き、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含む。）で、おおむね1年以上の長期間にわたって居住その他の使用がされていない状態にあるものをいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する住宅をいう。
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等として市長が認めるものをいう。
- (4) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 空き家等の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書又は固定資産課税証明書）に記載されている者

イ アの相続人

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在する空き家等であること。
- (2) 補助金の交付決定前に工事契約を締結しておらず、かつ、工事に着手していないものであること。
- (3) 固定資産税課税台帳に登載されているものであること。
- (4) 所有権以外の私権が設定されていないものであること。
- (5) 不良住宅又は特定空家等であって、不良度（老朽度・危険度）の判定結

果が100点以上であること。

(6) 除却した後の土地（以下「跡地」という。）を次条に規定する計画的利用に供するものであること。

(7) 当該補助金に相当する補助金等の交付を既に県、他市町村等から受けていないものであること。

（跡地利用）

第4条 跡地は、地域活性化のための計画的な利用（以下「計画的利用」という。）に供さなければならない。

2 計画的利用の開始の時期は補助対象物件の除却後1年以内とし、計画的利用に供さなければならない期間は通算3年以上とする。

3 前条の規定にかかわらず、空き家等について、跡地を計画的利用に供することができないと市長が認めた場合は、補助対象物件としない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

(1) 補助対象物件の所有者等である者

(2) 補助対象物件の除却について全ての共有者から同意を得た者（補助対象者のほかに権利者が存在する場合に限る。）

(3) 個人にあつては、本人及び同一の世帯に属する者が、市に納付すべき市民税、固定資産税及び軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を、法人にあつては、市に納付すべき法人市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）を滞納していない者

(4) 個人（同一の世帯に属する者を含む。）又は法人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）ではないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助事業に係る工事施工業者）

第6条 補助対象物件の除却に係る工事（以下「補助事業」という。）を施工する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業のうち解体工事業の許可を受けた者

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定す

る登録を受けた者

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額又は国土交通大臣が定める標準除却費（補助事業を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する除却工事費）のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(2) 50万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(事前調査)

第9条 補助対象者は、除却しようとする物件が補助対象物件に該当するか確認しようとするときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金事前調査申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、現地調査による審査を行い、その結果を黒石市危険空き家等除却事業費補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、黒石市危険空き家等除却事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(2) 補助対象物件の位置図及び現況写真

(3) 補助対象物件の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書又は固定資産課税証明書）

(4) 補助対象物件の所有者等であることを証する書類

(5) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名が分かるもの（申請者が個人である場合に限る。）

(6) 登記事項証明書等の写しで、申請者の所在地、名称及び代表者名が分かるもの（申請者が法人である場合に限る。）

(7) 市税等調査同意書（様式第4号）

(8) 当該空き家等に関する共有者又は相続人の同意書（様式第5号。申請者

のほかに権利者が存在する場合に限る。)

(9) 跡地を地域活性化の利用に供する同意書(様式第6号)

(10) 誓約書(様式第7号)

(11) 委任状(委任する場合に限る。)

(12) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業の契約を締結する前、かつ、補助事業を行う年度の11月末日までに、前項の申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、予算の範囲内において先着順で受け付けるものとし、予算の額に達した場合は、前項に規定する期日の前に受付を終了するものとする。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、黒石市危険空き家等除却事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りでない。

(1) 変更後の補助事業に係る見積書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金事業完了実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る工事請負契約書の写し

(2) 補助事業に係る領収書又は支払ったことが証明できる書類の写し

(3) 補助事業に係る工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるものをいう。）

(4) 補助事業に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票及びE票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書を補助事業を行う年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、黒石市危険空き家等除却事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求等）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、黒石市危険空き家等除却事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により補助金を交付するものとする。

（跡地利用の調査）

第16条 市長は、跡地が計画的利用に供されていることを確認するため、跡地の利用開始日及び利用期間内において1年に1回以上調査をするものとする。

2 跡地の所有者等は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、黒石市危険空き家等除却事業費補助金返還請求書（様式第15号）により期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。